

**【表紙】**

【提出書類】	半期報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年7月19日
【計算期間】	第1期中（自 2020年10月20日 至 2021年4月19日）
【ファンド名】	グローバル複合戦略ポートフォリオ（G）
【発行者名】	株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメント
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岡野 大
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア
【事務連絡者氏名】	北野 記実
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目3番1号 東京虎ノ門グローバルスクエア
【電話番号】	03-6810-7856
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1 【ファンドの運用状況】

### (1) 【投資状況】

(2021年4月末日現在)

資産の種類	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	435,697,242	67.85
内 アメリカ	435,697,242	67.85
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	206,469,103	32.15
純資産総額	642,166,345	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価及び比率は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

### (2) 【運用実績】

#### 【純資産の推移】

2021年4月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末日の純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
設定時 (2020年10月20日)	180,000,000	-	1.0000	-
2020年10月末日	178,826,736	-	0.9935	-
11月末日	178,840,950	-	1.0015	-
12月末日	177,719,153	-	0.9943	-
2021年1月末日	179,174,121	-	0.9991	-
2月末日	334,568,886	-	0.9990	-
3月末日	520,973,873	-	1.0123	-
4月末日	642,166,345	-	1.0300	-

#### 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
2020年10月20日～ 2021年4月19日	-

#### 【収益率の推移】

	収益率(%)
2020年10月20日～ 2021年4月19日	2.2

(注) 収益率は各計算期間における騰落率です。

## 2 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)	発行済数量(口)
2020年10月20日～ 2021年4月19日	786,820,644	200,889,025	585,931,619

(注) 第1計算期間の設定数量には当初設定数量を含んでおります。

### 3 【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)ならびに同規則第38条の3および第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間(2020年10月20日から2021年4月19日まで)の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

#### 【中間財務諸表】

## グローバル複合戦略ポートフォリオ(G)

## (1)【中間貸借対照表】

(単位:円)

	第1期中間計算期間末 2021年4月19日現在
<b>資産の部</b>	
流動資産	
預金	577,160
金銭信託	727,112
コール・ローン	36,000,000
国債証券	434,606,827
派生商品評価勘定	22,401,969
差入委託証拠金	121,459,757
流動資産合計	615,772,825
資産合計	615,772,825
<b>負債の部</b>	
流動負債	
派生商品評価勘定	16,106,784
未払解約金	443,277
未払受託者報酬	29,323
その他未払費用	473,000
流動負債合計	17,052,384
負債合計	17,052,384
<b>純資産の部</b>	
元本等	
元本	585,931,619
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金( )	12,788,822
(分配準備積立金)	-
元本等合計	598,720,441
純資産合計	598,720,441
負債純資産合計	615,772,825

## ( 2 ) 【中間損益及び剰余金計算書】

( 単位 : 円 )

	第1期中間計算期間
	自 2020年10月20日
	至 2021年4月19日
<b>営業収益</b>	
受取利息	28,925
有価証券売買等損益	26,564
派生商品取引等損益	895,969
為替差損益	8,022,389
営業収益合計	8,920,719
<b>営業費用</b>	
支払利息	27,554
受託者報酬	29,323
その他費用	779,879
営業費用合計	836,756
営業利益又は営業損失( )	8,083,963
経常利益又は経常損失( )	8,083,963
中間純利益又は中間純損失( )	8,083,963
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額( )	657,477
期首剰余金又は期首欠損金( )	-
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,609,354
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,609,354
剰余金減少額又は欠損金増加額	247,018
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	247,018
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金( )	12,788,822

## (3) 【中間注記表】

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 自 2020年10月20日 至 2021年4月19日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>国債証券</p> <p>個別法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、又は価格情報会社の提供する価額等で評価しております。</p>
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	<p>先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p>
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建資産及び負債は、計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円貨に換算するほか、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条及び同第61条にしたがって換算しております。</p>

## (中間貸借対照表に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間末 2021年4月19日現在
1. 期首元本額	180,000,000円
期中追加設定元本額	606,820,644円
期中一部解約元本額	200,889,025円
2. 受益権の総数	585,931,619口

## (中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

区 分	第1期中間計算期間 自 2020年10月20日 至 2021年4月19日
1. その他費用	<p>その他費用の内訳は、監査費用(473,000円)、保管費用(3,494円)、証拠金支払利息(295,685円)、その他(7,700円)となっております。</p>

## (金融商品に関する注記)

## 金融商品の時価等に関する事項

区 分	第1期中間計算期間末 2021年4月19日現在
1. 中間貸借対照表計上額と時価との差額	<p>中間貸借対照表上の金融商品は全て時価で計上されているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>

2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	<p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもありま す。また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。</p>

## (デリバティブ取引に関する注記)

## 通貨関連

種類	第1期中間計算期間末 2021年4月19日現在			評価損益 (円)
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	
市場取引				
先物取引				
売 建	254,316,964	-	253,258,072	1,058,892
買 建	1,047,547,460	-	1,047,697,286	149,826
合計	1,301,864,424	-	1,300,955,358	1,208,718

## (注) 時価の算定方法

- 原則として本報告書における開示対象ファンドの計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
- 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 株式関連

種類	第1期中間計算期間末 2021年4月19日現在			評価損益 (円)
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	
市場取引				
先物取引				
売 建	100,965,469	-	103,291,299	2,325,830
買 建	254,709,882	-	268,001,290	13,291,408

合計	355,675,351	-	371,292,589	10,965,578
----	-------------	---	-------------	------------

## (注) 時価の算定方法

1. 原則として本報告書における開示対象ファンドの計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## 債券関連

種類	第1期中間計算期間末 2021年4月19日現在			評価損益 (円)
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	
市場取引				
先物取引				
売 建	1,390,347,675	-	1,388,842,615	1,505,060
買 建	3,916,360,118	-	3,908,975,947	7,384,171
合計	5,306,707,793	-	5,297,818,562	5,879,111

## (注) 時価の算定方法

1. 原則として本報告書における開示対象ファンドの計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

## (1口当たり情報)

	第1期中間計算期間末 2021年4月19日現在
1口当たり純資産額	1.0218円
(1万口当たり純資産額)	(10,218円)

## 4 【委託会社等の概況】

### (1) 【資本金の額】

資本金の額 430百万円(2021年4月末現在)

発行する株式の総数 7,500,000株

発行済株式総数 4,014,450株

< 過去5年間における資本金の額の増減 >

2019年11月22日 資本金20百万円から61百万円に増資

2020年5月29日 資本金61百万円から220百万円に増資

2021年4月30日 資本金220百万円から430百万円に増資

### (2) 【事業の内容及び営業の状況】

委託会社である株式会社s u s t e nキャピタル・マネジメントは「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)等を行っています。また、金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業および第二種金融商品取引業に係る業務を行っています。

2021年4月末現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託3本、純資産総額は1,025百万円です。

### (3) 【その他】

#### (1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

#### (2) 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

#### (3) 出資の状況その他の重要事項

該当事項はありません。

#### (4) 訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実

該当事項はありません。

## 5 【委託会社等の経理状況】

- 委託会社である株式会社sustenキャピタル・マネジメント(以下「委託会社」という。)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省第59号、以下「財務諸表等規則」という。)第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づき作成しております。
- 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(自2020年1月1日至2020年12月31日)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。  
なお、委託会社は2019年7月4日に設立され、2020年6月26日に金融商品取引業の登録を行っております。従って、前事業年度(自2019年7月4日至2019年12月31日)の財務諸表については、監査法人による監査報告書はございません。

### (1) 【貸借対照表】

(単位:千円)

	注記番号	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
<b>資産の部</b>			
<b>流動資産</b>			
現金・預金		92,626	49,016
有価証券		-	231,545
前払費用		699	2,780
未収入金		-	2,003
未収消費税等		503	4,500
流動資産合計		93,829	289,845
<b>固定資産</b>			
<b>有形固定資産</b>			
器具備品	1	1,542	2,096
有形固定資産合計		1,542	2,096
<b>無形固定資産</b>			
ソフトウェア		-	492
無形固定資産合計		-	492
<b>投資その他の資産</b>			
長期差入保証金		1,089	4,072
長期前払費用		-	4,233
投資その他の資産合計		1,089	8,305
固定資産合計		2,631	10,895
<b>繰延資産</b>			
創立費		217	169
株式交付費		316	208
繰延資産合計		534	377
資産合計		96,994	301,118
<b>負債の部</b>			
<b>流動負債</b>			
預り金		127	538
未払金		-	690
未払費用		-	12,935

未払法人税等	120	2,419
流動負債合計	248	16,583
負債合計	248	16,583

(単位：千円)

注記番号	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	61,000	220,000
資本剰余金		
資本準備金	44,316	185,649
資本剰余金合計	44,316	185,649
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	9,090	121,635
利益剰余金合計	9,090	121,635
株主資本合計	96,226	284,014
新株予約権	520	520
純資産合計	96,746	284,534
負債・純資産合計	96,994	301,118

## (2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月4日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
営業収益	-	-
営業費用		
広告宣伝費	-	255
調査費		
調査費	-	460
情報機器関連費	750	4,200
その他の調査費	-	67
調査費合計	750	4,728
営業雑経費		
通信費	76	474
印刷費	-	11
協会費	-	1,797
諸会費	-	415
その他	-	357
営業雑経費合計	76	3,056
営業費用合計	826	8,040
一般管理費		
給料		
役員報酬	3,200	18,000
給料・手当	1,060	24,868
法定福利費	376	5,582

その他の福利厚生費	-	183	
給料合計	4,636		48,634
旅費交通費	-		1
租税公課	37		4,754
不動産関係費			
不動産賃借料	907	3,306	
その他の不動産関係費	78	874	
不動産関係費合計	985		4,181
固定資産減価償却費	190		1,020
諸経費			
業務委託費	795	34,009	
消耗品費	334	424	
器具備品費	717	2,690	
システム利用料	25	3,884	
その他	385	6,432	
諸経費合計	2,258		47,441
一般管理費合計	8,108		106,032
営業損失( )	8,936		114,073

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年7月4日 至 2019年12月31日)		当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	
	営業外収益			
受取利息	-		1	
助成金	-		2,003	
雑益	-		2	
営業外収益合計	-		2,007	
営業外費用				
有価証券売却損	-		31	
為替差損	-		1	
創立費償却	24		108	
株式交付費償却	9		48	
営業外費用合計	33		189	
経常損失( )	8,969		112,256	
税引前当期純損失( )	8,969		112,256	
法人税、住民税及び事業税	120		290	
当期純損失( )	9,090		112,546	

## (3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自2019年7月4日 至2019年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本					株主資本 合計	新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	20,000	5,000	5,000	-	-	25,000	-	25,000
当期変動額								

新株の発行	41,000	39,316	39,316	-	-	80,316	-	80,316
当期純損失( )	-	-	-	9,090	9,090	9,090	-	9,090
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	520	520
当期変動額合計	41,000	39,316	39,316	9,090	9,090	71,226	520	71,746
当期末残高	61,000	44,316	44,316	9,090	9,090	96,226	520	96,746

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本						新株 予約権	純資産 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計		
		資本 準備金	資本 剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	61,000	44,316	44,316	9,090	9,090	96,226	520	96,746
当期変動額								
新株の発行	159,000	141,333	141,333	-	-	300,333	-	300,333
当期純損失( )	-	-	-	112,546	112,546	112,546	-	112,546
当期変動額合計	159,000	141,333	141,333	112,546	112,546	187,787	-	187,787
当期末残高	220,000	185,649	185,649	121,635	121,635	284,014	520	284,534

## 【注記事項】

## (重要な会計方針)

## 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

売買目的有価証券 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)

## 2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

器具・備品 3~5年

無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(3年)に基づく定額法によっております。

長期前払費用 均等償却によっております。なお、主な償却期間は5年であります。

## 3. 繰延資産の処理方法

創立費 5年間の均等償却によっております。

株式交付費 3年間の均等償却によっております。

## 4. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (未適用の会計基準等)

・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)

・「収益認識に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日)

## (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

## (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用方針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用方針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

## (1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用方針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

また「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」が改定され、金融商品の時価のレベルごとの内訳等の注記事項が定められました。

## (2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

## (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 2020年3月31日)

## (1) 概要

関連する会計基準の定めが明らかでない場合に、採用した会計処理の原則及び手続きの概要を示すことを目的とするものです。

## (2) 適用予定日

2021年12月期の期末より適用予定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)

## (1) 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

(2) 適用予定日

2021年12月期の期末より適用予定であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
器具備品	190	1,196

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2019年7月4日 至 2019年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	-	373,563	-	373,563
合計（株）	2,500,000	373,563	-	2,873,563

(変動事由の概要)

S種優先株式の発行による増資 373,563株

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数				当事業年度末残高 (千円)
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	2,500,000	-	-	2,500,000
S種優先株式（株）	373,563	-	-	373,563
A種優先株式（株）	-	718,500	-	718,500
合計（株）	2,873,563	718,500	-	3,592,063

(変動事由の概要)

A種優先株式の発行による増資 718,500株

## 2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

## 3．新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式数				当事業年度末残高（千円）
		当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての 新株予約権	-	-	-	-	-	520
合計		-	-	-	-	520

## 4．配当に関する事項

該当事項はありません。

## (金融商品関係)

## 1．金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業、第一種金融商品取引業及び第二種金融商品取引業を行っております。余資運用については、安全性の高い金融商品及び自社が運用する証券投資信託に限定しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

有価証券は、証券投資信託であります。証券投資信託は、市場価格の変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払金は、主に営業費用における調査費の未払額であります。

未払費用は、主に一般管理費の諸経費における業務委託費の未払額であります。これらはそのほとんどが1年以内の支払期日であるため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 市場リスクの管理

当社は、社内規程に基づき、リスク管理本部が市場価格の変動リスク及び為替変動リスクの管理を毎日行っております。

## 信用リスクの管理

当社は、社内規程に基づき取引先の選定を行い、担当部署が定期的取引先の財務状況等を把握することに努め、その信用リスクを管理しております。

## 2．金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照のこと）。

前事業年度（2019年12月31日現在）

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	92,626	92,626	-
資産合計	92,626	92,626	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	92,626	-	-	-

## 当事業年度(2020年12月31日現在)

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
資産			
(1) 現金・預金	49,016	49,016	-
(2) 有価証券	231,545	231,545	-
資産合計	280,561	280,561	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

## (1) 現金・預金

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## (2) 有価証券

証券投資信託については、基準価額によっております。

## (注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

## (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	49,016	-	-	-

## (有価証券関係)

## 1. 売買目的有価証券

(単位:千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
事業年度の損益に含まれた評価差額	-	33

## (ストック・オプション等関係)

## 1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

## 2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

### (1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	天笠 勝(注1)
株式の種類別の ストック・オプションの数	普通株式 520,000株
付与日	2019年10月21日
権利確定条件	(注2)
対象勤務期間	期間の定めはありません。
権利行使期間	自 2019年10月25日 至 2029年10月20日

#### (注1)

本新株予約権は、天笠勝氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了日時点で受益者として指定された者に交付されます。

#### (注2)

本新株予約権者は、権利行使時においても、当社又はその子会社若しくは関連会社の取締役、執行役、監査役若しくは従業員又は外部協力者のいずれかの地位にあることを要します。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他取締役会が行使を認める正当な理由がある場合はこの限りではありません。

当社の株式につき、金融商品取引所への上場がなされ、または買収が決定されるまでの期間は、本新株予約権を行使することはできません。ただし、当社が特に行使を認めた場合はこの限りではありません。

### (2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

#### ストック・オプションの数

	第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前事業年度末	520,000
付与	-
失効	-
権利確定	-
未確定残	520,000
権利確定後(株)	
前事業年度末	-
権利確定	-
権利行使	-
失効	-
未行使残	-

#### 単価情報

	第1回新株予約権
権利行使価格	20円
行使時平均株価	-
付与日における公正な評価単価	-

### 3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

Stock・オプションの付与時点においては当社は未公開企業であるため、Stock・オプションの公正な評価単価は、本源的価値の見積りによっております。なお、本源的価値を算出する基礎となった自社の株式の評価方法は、簿価純資産方式等により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

### 4. Stock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

### 5. Stock・オプションの単位当たりの本源的価値により算出を行う場合の当事業年度末における本源的価値の合計額及び当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

#### (1) 当事業年度末における本源的価値の合計額

- 千円

#### (2) 当事業年度において権利行使されたStock・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

該当事項はありません。

### (税効果会計関係)

#### 1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
<b>繰延税金資産</b>		
税務上の繰越欠損金(注1)	-	33,718
その他	-	652
繰延税金資産小計	-	34,370
<b>評価性引当額</b>		
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	-	33,718
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	652
評価性引当額小計	-	34,370
繰延税金資産合計	-	-

#### (注1) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

##### 前事業年度(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	-	-
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

##### 当事業年度(2020年12月31日現在)

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計

税務上の 繰越欠損金 (a)	-	-	-	-	-	33,718	33,718
評価性引当額	-	-	-	-	-	33,718	33,718
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

## 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
法定実効税率	-	-
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目		
住民税均等割	税引前当期純損失であるため 注記を省略しております。	税引前当期純損失であるため 注記を省略しております。
評価性引当額の増減		
その他		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	-	-

## (セグメント情報等)

### 1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、投資一任サービス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。

### 2. 関連情報

前事業年度(自 2019年7月4日 至 2019年12月31日)

#### (1) 製品及びサービスごとの情報

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 営業収益

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

##### 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

サービス提供を開始しておらず、該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

#### (1) 製品及びサービスごとの情報

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

#### (2) 地域ごとの情報

##### 営業収益

サービス提供を開始しておらず営業収益がないため、該当事項はありません。

##### 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

#### (3) 主要な顧客ごとの情報

サービス提供を開始しておらず、該当事項はありません。

## (関連当事者情報)

該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2019年7月4日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり純資産額(円)	6.36	0.00
1株当たり当期純損失( )(円)	3.52	34.11

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年7月4日 至 2019年12月31日)	当事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)
当期純損失( )(千円)	9,090	112,546
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る 当期純損失( )(千円)	9,090	112,546
普通株式の期中平均株式数(株)	2,582,555	3,299,558
うち普通株式	2,500,000	2,500,000
うちS種優先株式	82,555	373,563
うちA種優先株式	-	425,995
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり 当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権 (普通株式 520,000株)	新株予約権 (普通株式 520,000株)

(注3) 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (2019年12月31日)	当事業年度 (2020年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	96,746	284,534
純資産の部から控除する金額(千円)	80,836	284,534
うちS種優先株式	80,316	-
うちA種優先株式	-	284,014
うち新株予約権	520	520
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	15,910	-
1株当たりの純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式数(株)	2,500,000	2,500,000

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

# 独立監査人の監査報告書

2021年3月29日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

## 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2020年1月1日から2020年12月31日までの第2期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社sustenキャピタル・マネジメントの2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他事項

会社の2019年12月31日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、監査されていない。

## 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、

その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2021年6月7日

株式会社sustenキャピタル・マネジメント

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士

伊藤志保

### 中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているグローバル複合戦略ポートフォリオ(G)の2020年10月20日から2021年4月19日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、グローバル複合戦略ポートフォリオ(G)の2021年4月19日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間(2020年10月20日から2021年4月19日まで)の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

### 中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

### 中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

株式会社sustenキャピタル・マネジメント及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。